

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 梶本 頼兼

京都市規則第164号

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第51条第4号」の右に「及び第4号の2」を加える。

第2条第4項、第3条第2項前段及び第3条の2第2項前段中「市民税」を「市町村民税」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「かかわらず、」の右に「市長、」を加え、「児童相談所長等」を「市長等」に改め、同項第2号中「児童相談所長等」を「市長等」に改め、同条第2項中「児童相談所長等」を「市長等」に改める。

附則に次の1項を加える。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

3 京北町の区域の編入の日前に旧京北町保育園の徴収金基準額に関する規則の規定により徴収することとされた保育費用であつて、同町の区域の編入の際未納であるものの徴収については、同規則の例による。

別表第1備考以外の部分を次のように改める。

階層区分	定 義	市町村民税額及び所得税額(年額)による区分	徴 収 額 (月 額)														
			3歳以上の児童の場合の基準額					3歳未満の児童の場合の基準額					同一世帯から2人以上入所している場合における2人目の児童についての加算額				
			ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ
A階層	生活保護法による保護を受けている世帯		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
B階層	A階層及びD階層を除き、市町村民税を課されている者の属していない世帯		1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
C階層	A階層及びD階層を除き、市町村民税を課されている者の属している世帯	(市町村民税額) C1 均等割のみ	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
		C2 所得割を課されている者	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
D階層	A階層を除き、所得税を課されている者の属している世帯	(所得税額) D1 1円以上 8,000円未満	10,900	11,500	12,100	12,800	13,400	11,900	12,600	13,300	14,000	14,700	5,600	5,700	5,800	5,900	6,000
		D2 8,000円以上 24,000円未満	13,000	13,700	14,500	15,200	16,000	15,700	16,600	17,500	18,400	19,300	6,600	6,700	6,800	6,900	7,000
		D3 24,000円以上 72,000円未満	15,600	16,500	17,400	18,300	19,200	19,500	20,600	21,700	22,900	24,000	7,900	8,200	8,300	8,500	8,700
		D4 72,000円以上 120,000円未満	19,700	20,800	22,000	23,100	24,300	27,800	29,400	31,000	32,700	34,300	10,200	10,700	10,800	11,000	11,200
		D5 120,000円以上 168,000円未満	24,500	25,900	27,300	28,800	30,200	37,300	39,400	41,600	43,800	46,000	12,800	13,300	13,400	13,600	13,800
		D6 168,000円以上 240,000円未満	28,000	29,600	31,200	32,900	34,500	44,000	46,500	49,100	51,700	54,300	18,600	19,100	19,200	19,400	19,600
		D7 240,000円以上 560,000円未満	28,600	30,200	31,900	33,600	35,300	50,300	53,200	56,200	59,100	62,100	19,300	19,800	19,900	20,100	20,300
		D8 560,000円以上	31,100	32,900	34,700	36,500	38,400	55,800	59,000	62,300	65,600	68,900	19,800	20,300	20,400	20,600	20,800

別表第1備考2中「市民税額」を「市町村民税額」に、「市民税」を「市町村民税」に改め、同備考3中「第92条」を「第92条第1項」に、「第95条」を「第95条第1項から第3項まで」に、「第41条」を「第41条第1項及び第2項並びに第41条の2」に改め、同備考4中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改め、同備考5中「第323条に規定する市民税」を「第323条本文の規定により市町村民税」に改め、同備考6(1)を次のように改める。

- (1) 母子及び寡婦福祉法第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯

別表第1備考6(2)中「第15条」を「第15条第4項」に改める。

別表第3階層区分の項中「市民税額」を「市町村民税額」に改め、同表

B階層の項中「市民税」を「市町村民税」に改め、同表C階層の項中「市民税額」を「市町村民税額」に改め、同表備考1中「市民税額」を「市町村民税額」に、「市民税」を「市町村民税」に改め、同備考2中「第92条」を「第92条第1項」に、「第95条」を「第95条第1項から第3項まで」に、「第41条」を「第41条第1項及び第2項並びに第41条の2」に改め、同備考3中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改め、同備考4中「第323条に規定する市民税」を「第323条本文の規定により市町村民税」に改める。

別表第5階層区分の項中「市民税額」を「市町村民税額」に改め、同表B階層の項中「市民税」を「市町村民税」に改め、同表C階層の項中「市民税額」を「市町村民税額」に改め、同表備考1中「市民税額」を「市町村民税額」に、「市民税」を「市町村民税」に改め、同備考2中「第92条」を「第92条第1項」に、「第95条」を「第95条第1項から第3項まで」に、「第41条」を「第41条第1項及び第2項並びに第41条の2」に改め、同備考3中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改め、同備考4中「第323条に規定する市民税」を「第323条本文の規定により市町村民税」に改め、同備考中8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

- 5 児童居宅介護のうち所要時間が4時間30分以上である行動援護（知的障害により行動上著しい困難を有する障害児であって常時介護を要するものにつき、当該障害児が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護及び外出時における移動中の介護等をいう。）に係る徴収額は、この表にかかわらず、この表に掲げる額に10を乗じて得た額とする。

別表第6備考以外の部分を次のように改める。

区分	徴 収 額 (月 額)									
	3歳未満の児童の場合の基準額					同一世帯から2人以上入所している場合における2人目の児童についての加算額				
	ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ
B	円 2,100	円 2,100	円 2,100	円 2,100	円 2,100	円 1,000	円 1,000	円 1,000	円 1,000	円 1,000
C1	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
C2	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900
D1	10,000	10,500	11,100	11,700	12,300	5,200	5,500	5,600	5,700	5,900
D2	13,100	13,800	14,600	15,400	16,100	6,500	6,700	6,800	6,900	7,000
D3	16,300	17,200	18,200	19,100	20,100	7,900	8,200	8,300	8,500	8,700
D4	22,700	24,000	25,300	26,700	28,000	10,200	10,700	10,800	11,000	11,200
D5	30,100	31,800	33,600	35,400	37,100	12,800	13,300	13,400	13,600	13,800
D6	35,100	37,100	39,200	41,200	43,300	15,700	16,400	16,600	17,000	17,200
D7	39,200	41,500	43,800	46,100	48,400	16,900	17,600	17,800	18,000	18,300
D8	43,100	45,600	48,100	50,700	53,000	18,500	19,200	19,400	19,800	20,000

別表第6備考3(1)を次のように改める。

- (1) 母子及び寡婦福祉法第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯

別表第6備考3(2)中「第15条」を「第15条第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市児童福祉施設措置費等徴収規則(以下「改正後の規則」という。)別表第1備考以外の部分及び別表第6備考以外の部分の規定は、平成17年4月分の児童福祉法第51条第4号及び4号の2に掲げる費用の徴収額(以下「徴収額」という。)から適用し、同年3月分までの徴収額については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 平成17年度分の徴収額に関する改正後の規則別表第1の規定の適用

については、同表D階層の項中「54, 300」とあるのは「54, 000」と、「62, 100」とあるのは「60, 300」と、「65, 600」とあるのは「65, 300」と、「68, 900」とあるのは「65, 800」とする。

(保健福祉局子育て支援部保育課)